商品概要説明書

なごみ定期積金（隔月掛金定期積金）

（２０２１年１０月１日現在）

商 品 名	・なごみ定期積金 （愛称：なごみ）
ご利用いただける方	・個人（年金受給者等）
期　間	・定型方式 １年、２年、３年、４年、５年の５種類
払込方法 （１）払込方法 （２）払込金額 （３）払込単位	 ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(2 か月毎) ・掛込周期は２か月とします。 なお、２０２１年１０月１日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 ・１回あたり 1,000 円以上 ・１円単位 ただし、原則として、掛金は１回あたりの年金受給額を上限とします。
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 （１）適用利回り （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・当初契約時の定期積金店頭表示の利回り+隔月掛金定期積金上乗せ利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20%（国税 15%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。**
貯金保険制度 （公的制度）	**・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または企画管理部(電話：０６－６７９３－８７０１)にお申し出ください。。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合企画管理部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）（※）

	そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合企画管理部にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・特典内容 〇年１回の抽選会でグルメ宅配便などのチャンスが楽しめます。 ・ご契約は年金をお受取りいただいている店舗にて、１契約に限らせていただきます。 ・ご契約中、ＪＡにおいて年金のお受取りが消滅した場合には、原則として解約させていただきます。 ・契約期間終了後は、上記特典は受けられません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ大阪市